

福島県復興推進計画（ふくしま観光復興促進特区）

令和3年4月1日

作成主体の名称：

福島県、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、檜葉町、川内村、新地町

1 復興推進計画の区域

相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、檜葉町、川内村、新地町の全域

2 復興推進計画の目標

本県は、東日本大震災によって沿岸部を中心に多大な物的被害を被っただけでなく、東京電力福島第一原子力発電所事故とその後の風評被害により、沿岸部はもとより、県全域において観光関連産業が大きな影響を受けたところである。

これまで試行錯誤を重ねながら、観光事業者の存続支援につながる施策や風評の払拭等に取り組んできたところであるが、東日本大震災や原子力災害から10年が経過した現在でも未だ影響は大きく、浜通りにおける平成31年の観光客入込数は平成22年比で70%以下に留まるなど、未だ震災前の水準にすら回復していない状況であり、地域住民の雇用機会が大きく損なわれたままとなっている。本県が真に観光振興を成し遂げ、観光関連産業に係る雇用を回復させるためには、観光復興に向けての取組を総合的に展開するとともに、観光関連産業の集積を行い、県内の多くの観光拠点に観光客の集客を促進することにより、震災からの復興に止まらないさらなる地域経済活性化及び観光関連産業に係る雇用の確保を図る。

3 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

福島県復興計画（第1次：平成23年12月28日策定、第2次：平成24年12月28日策定、第3次：平成27年12月25日策定）では、原子力に依存しない、安全・安心で持続的に発展可能な社会づくり、ふくしまを愛し、心を寄せるすべての人々の力を結集した復興、誇りあるふるさと再生の実現の3つを基本理念とし、復興計画の策定以降、復興をめぐる状況変化、進捗や課題等を踏まえ、取組を追加、修正するなど計画の充実を図りながら、復興に向けた10の重点プロジェクトを実施している。この重点プロジェクトの1つとして、以下の取組を推進していくことにより、本計画の目標である地域経済活性化及び観光関連産業に係る雇用の確保を図る。

○ 風評・風化対策プロジェクト

本プロジェクトのうち、観光に係る取組内容は、①観光誘客の促進・教育旅行の回復、②国内外への正確な情報発信、③ふくしまをつなぐ、きずなづくり、④東京オリンピック・パラリンピックを契機とした情報発信・交流促進である。魅力ある観光地づくりを推進するため、それ自体が観光資源となる業種、観光客の利便性や伝統産業の振興

に寄与する関連産業の集積を図り、新規の設備投資や雇用を創出する。

① 観光誘客の促進・教育旅行の回復

多くの方が福島を訪れ、見て、食べて、感じてもらい、食や観光の魅力や復興の情報が伝わることにより、観光の好循環を生み出すため、国内外への正確な情報発信や地域の観光資源を活用した観光誘客を促進する。

また、震災前を大きく下回っている教育旅行や外国人観光客入込数の回復のため、教育旅行については重点的に誘致活動を行う地域を選択し、学校等への訪問を行うなど取組を強化するほか、外国人観光客の誘客拡大については、海外のマスコミや旅行関係者を本県に招いてのPRや海外でのプロモーションの実施などに取り組む。

② 国内外への正確な情報発信

原発事故に伴う福島への不安を解消するため、食の安全確保に向けた取組や検査の結果、空間放射線量の推移、復興の状況、本県の魅力など、本県の正確な情報を、メディアやSNS、会議・イベントなど、あらゆる機会を捉えて国内外へ継続的に発信していく。

③ ふくしまをつなぐ、きずなづくり

自治体や企業、NPO団体等、福島を応援する方々のネットワークや県民間のきずな、地域の文化・スポーツ等を通じたきずなを活かして、本県の情報発信や県産品の購入、本県への旅行などを促進する。

④ 東京オリンピック・パラリンピックを契機とした情報発信・交流促進

東京オリンピック・パラリンピック開催に伴う事前合宿の誘致、競技開催、情報発信、国際交流等を通じて、復興に向けて着実に歩みを進める福島の姿を国内外に示していく。



4 復興産業集積区域の区域

産業の集積及び振興を図る区域として、別添に記載する区域

(資料1-1、資料1-2)

※ここで記載している区域が特定復興産業集積区域に該当することとなるものである。

5 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特別の措置の内容

○ 法第2条第3項第2号イの復興推進事業

集積を目指す観光関連業種として、①「それ自体が観光資源となる業種」、②「観光客の活動を補助し利便性を高める業種」、③「伝統産業の振興に寄与する業種」という考え方により、下記に記載する業種を選定する。また、本復興推進計画は、本県における観光関連産業の集積による地域経済活性化及び雇用の確保を目標とするものであることから、特例措置を活用することとなる指定事業者は、設定した業種に該当することに加え、本復興推進計画の目標を達成するための取組として、下記(1)①ア.～エ.に掲げるようなものを行う事業者とする。

(1) 復興産業集積区域において集積を目指す業種並びに集積の形成及び活性化の効果

①. 集積を目指す業種

ア. 歴史・文化・体験

本県沿岸部には、相馬野馬追を始めとした地域の貴重な宝というべき伝統文化や、大堀相馬焼、遠野和紙等といった各地域の伝統工芸品が現在に伝えられており、このような地域資源の魅力の向上や着付体験のような取組を実施することにより体験型旅行を促進し、観光客の拡大と雇用の創出につなげることを目指していく。

また、地域の歴史・文化・生物等を紹介する博物館や水族館等は大きな観光資源であり、先述の伝統文化を紹介する展示や地元の自然環境を再現した展示など、地域資源の情報を発信する役割も担うことにより、観光資源としての魅力を回復・向上させ、観光客の集客を図る。

(ア) 復興産業集積区域においてその集積の形成及び活性化を目指す特定の業種

821博物館、美術館、8214動物園、植物園、水族館、8249その他の教養・技能教授業

(イ) 復興産業集積区域においてその集積の形成及び活性化を目指す(ア)の業種の主要関連業種

58飲食料品小売業、75宿泊業、76飲食店、791旅行業、781洗濯業、7293通訳、通訳案内業、4399他に分類されない道路旅客運送業、57織物・衣服・身の回り品小売業(571呉服・服地・寝具小売業を除く)、606書籍・文具小売業、607スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業、704自動車賃貸業、705スポーツ・娯楽用品賃貸業、602じゅう器小売業、73広告業、746写真業

(ウ) (ア)及び(イ)の業種の集積の形成及び活性化を目指す復興産業集積区域4に記載する区域

イ. ふくしまの花に代表される自然

本県沿岸部は、太平洋に面した温暖な気候と、160kmに及ぶ変化に富んだ海岸線や阿武隈山地など豊かな自然環境に恵まれている。

春の桜に代表される花々や秋の紅葉など福島県の四季それぞれの魅力を生かした観光ルートの作成により観光誘客を図るとともに、本県の海や山など自然環境を生かして観光客に学びの場を提供することにより集客を図り、各種ガイドの育成と雇用の創出を図る。

また、県内の自然豊かな河川、湖沼群を利用した遊覧船事業を充実させることにより観光地の魅力を高め、更なる観光客の集客を図る。

さらに、県内には、花や植物を観光資源として、様々な植物を観賞し購入もできる施設があり、併設するレストランや休憩施設等と併せて受入体制の強化を図るこ

とで、さらなる観光客の集客と雇用の確保を図る。

- (ア) 復興産業集積区域においてその集積の形成及び活性化を目指す特定の業種
8214動物園、植物園、水族館、8246スポーツ・健康教授業、4532河川水運業、
4533湖沼水運業、6093花・植木小売業
- (イ) 復興産業集積区域においてその集積の形成及び活性化を目指す（ア）の業種の
主要関連業種
58飲食料品小売業、75宿泊業、76飲食店、791旅行業、781洗濯業、7293通訳、
通訳案内業、4217索道業、4399他に分類されない道路旅客運送業、57織物・衣
服・身の回り品小売業（571呉服・服地・寝具小売業を除く）、606書籍・文具
小売業、607スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業、704自動車賃貸
業、705スポーツ・娯楽用品賃貸業、602じゅう器小売業、73広告業、746写真
業
- (ウ) （ア）及び（イ）の業種の集積の形成及び活性化を目指す復興産業集積区域
4に記載する区域

ウ. 温泉

本県には130を超える温泉があり、いわき市のいわき湯本温泉や南相馬市の新田川温泉など、地域ごとに歴史を有しており、泉質も硫黄泉、天然炭酸泉など様々な特色を持っている。

また、これら温泉地では温泉利用の観光客だけでなく、季節によりトレッキングやスポーツ遠征等の観光客の利用が見込まれるとともに、二次交通機関の活用を図りながら観光資源と一体的に推進することにより活性化を図る。

併せて、韓国、中国、台湾、ASEAN諸国などからの外国人観光客には温泉が好まれていることから、外国人観光客の受入環境を整え、ホテル・旅館や美容業（エステ）等の利用者のさらなる増加を促す。

さらに、温泉街の観光ホテルや結婚式場など大規模なコンベンションホール等において、観光・物産に係る展示会などを実施して観光客の誘客を図り、観光振興と雇用の確保につなげる。

このほか、温泉等の観光資源を活用したサービスと検診・医療を併せて提供する医療ツーリズムの取組により、特に中国の富裕層を対象として、地域への入込みを促し、ホテル・旅館をはじめとする観光関連産業の利用者の増加を図ろうとしている。これらの取組により観光客の滞在につなげることで、地域のさらなる活性化と雇用の創出を図る。

- (ア) 復興産業集積区域においてその集積の形成及び活性化を目指す特定の業種
785その他の公衆浴場、789その他の洗濯・理容・美容・浴場業、7962結婚式場

業、8245外国語会話教授業、831病院、951集会場

(イ) 復興産業集積区域においてその集積の形成及び活性化を目指す(ア)の業種の主要関連業種

58飲食料品小売業、75宿泊業、76飲食店、791旅行業、781洗濯業、7293通訳、通訳案内業、4217索道業、603医薬品・化粧品小売業、607スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業、704自動車賃貸業、705スポーツ・娯楽用品賃貸業、602じゅう器小売業、726デザイン業、73広告業、746写真業、794物品預り業、935療術業

(ウ) (ア)及び(イ)の業種の集積の形成及び活性化を目指す復興産業集積区域4に記載する区域

エ. 娯楽業(アクティビティ)

公園や興行場、スポーツ施設などの娯楽施設環境整備等の活性化を図ることは観光地の魅力を増進させ、観光客の集客や雇用の創出につながる。県内の遊戯施設は大きな集客力を持っているため、その魅力をより増進させる取組を行うことにより集客増加を図る。

特に、ゴルフ場については、震災前は国外からの観光客を呼び込む上で大きな観光資源となっていたが、震災の影響によりその利用者数は大きく落ち込んでおり、福島県の観光交流人口を回復するためにはゴルフ場の利用者数の増加は重要である。

また、復興のシンボルとして再整備されたJヴィレッジは、最高レベルの品質を備えた天然芝のピッチだけでなく、全天候で利用可能な練習場に様々なスポーツ用具を備え、気軽に施設を利用でき、さらに宿泊設備も兼ね備え、スポーツツーリズムの拠点としての機能も備えている。このような地域内外からの観光誘客が可能な施設を活用することにより、観光客数の回復を図るとともに地域経済の活性化と雇用の創出を図る。

(ア) 復興産業集積区域においてその集積の形成及び活性化を目指す特定の業種
80娯楽業

(イ) 復興産業集積区域においてその集積の形成及び活性化を目指す(ア)の業種の主要関連業種

58飲食料品小売業、75宿泊業、76飲食店、77持ち帰り・配食サービス業、791旅行業、781洗濯業、7293通訳、通訳案内業、432一般乗用旅客自動車運送業

(ウ) (ア)及び(イ)の業種の集積の形成及び活性化を目指す復興産業集積区域4に記載する区域

②. 予想される集積の形成及び活性化の効果

ア. 歴史・文化・体験

本県には、地域ごとに歴史に培われた伝統文化や伝統工芸品が多数存在しており、それらを活用する関連産業の活性化を図ることで、観光客の増加や雇用の創出が見込まれる。

イ. ふくしまの花に代表される自然

本県には、四季それぞれの花のほか、変化に富んだ海岸線や森林資源など豊富な自然環境を有している。その資源を生かした観光ルート作成や各種ガイドの育成等により観光客の誘客を図り、観光関連産業の集積を進めることで、地域の雇用状況の回復が見込まれる。

ウ. 温泉

温泉は本県を代表する観光資源の一つであり、地域ごとに様々な泉質を有する数多くの温泉が存在する。温泉のみを目的とする観光客だけでなく各種スポーツとの連携による利用や結婚式などの催事との組み合わせによる集客、外国人を対象にした医療ツーリズムの確立などにより観光関連産業の集積を図ることで、地域経済が活性化され新規投資や地域雇用の改善が見込まれる。

エ. 娯楽業（アクティビティ）

娯楽施設の活用や整備の活性化により観光関連産業の集積を図る。特に外国人の利用が期待できるゴルフ場や、J ヴィレッジのようにスポーツ施設と宿泊施設を兼ね備える施設を活用することにより、スポーツツーリズムなどで地域内外から多くの誘客が期待できることから、地域雇用の創出が見込まれる。

(2) 雇用等被害地域及び雇用等被害地域を含む市町村

雇用等被害地域は、福島第一原子力発電所事故に係る警戒区域、計画的避難区域若しくは緊急時避難準備区域が設定された地域又は東日本大震災により発生した津波で浸水し直接の被害が発生した地域で、別添資料2で図示する地域。

雇用等被害地域を含む市町村は、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、川内村、新地町

【設定の理由】

福島県においては、震災及びその後に発生した原発事故において、甚大な被害が発生した。

原発事故では、警戒区域、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域が2市8町2村に設定され、多くの住民が避難を強いられることとなった。

また、震災では、県沿岸部の3市7町において津波による浸水被害が発生し、多くの農地が冠水したことにより、本県の基幹産業の一つである農業に大きな被害が発生

した。

以上から、本計画の区域となる全ての市町村（8市町村）の区域を雇用等被害地域として設定する。

（3）特別の措置

- ア．法第37条から第40条までに基づく、法第2条第3項第2号イの復興推進事業に対する税制上の特例
- イ．法第43条に基づく事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除又は不均一課税に伴う措置（法第2条第3項第2号イの復興推進事業に係るもの）

（4）関連して実施される一般復興事業の内容とその実施主体

福島県観光交流局の主要事業を併せて実施することにより、本計画の目標である地域経済活性化及び観光関連産業に係る雇用の確保を図る。

①．ホープツーリズム推進事業

ホープツーリズムの関連コンテンツ、モデルコース等の最新情報を集積した総合窓口の運営及び情報発信を行うとともに、企業等の人材育成研修プログラムの造成や企業関係者を対象としたモニターツアー等による検証・磨き上げの実施により、ホープツーリズムのさらなる深化・拡大を図る。（実施主体：福島県）

②．浜通り観光再生事業

浜通りに新たに芽吹いてきている観光コンテンツを集約し情報発信するプラットフォームを整備するとともに、地域の人材育成支援や旅行会社を招請して行う商品造成の課題分析等により一般観光への中長期的な支援を行い、先行している学びの分野と両輪となって浜通りの交流人口拡大を図る。（実施主体：福島県）

③．観光地域づくり総合推進事業

地域の観光コンテンツ造成・磨き上げ・流通に係る一連のサポートを実施するほか、注目が高まっている発酵ツーリズムやマイクロツーリズムのモデル造成を通じて県内への水平展開を図ることで、新型コロナウイルス感染症等の外的要因に大きく左右されない、中長期的に安定した国内観光需要の獲得を図る。（実施主体：福島県）

④．観光情報総合発信事業

地域が育てている観光コンテンツや市場のトレンドに合致した情報等について、ターゲットにあわせた発信媒体による費用対効果の高い情報発信を行う。また、コンテンツの販路拡大のため、旅行会社等への誘客活動を行う。（実施主体：福島県）

⑤．観光関連団体負担金拠出事業

民間団体、行政が一体となって福島県の観光復興に取り組む「福が満開、福のしま。」福島県観光復興推進委員会や東北の各県等で構成される各推進団体に負担金を拠出し、

連携した観光誘客促進を図る。(実施主体：福島県)

⑥. 教育旅行復興事業

本県への教育旅行の回復のため、誘致活動や情報発信等を行うとともに、県内で宿泊を伴う教育旅行を実施する県外の学校に対して移動に係るバス経費等の一部を補助し、教育旅行の再生を図る。あわせて合宿関連機関の広域連携を促進し、合宿受入体制の整備及び誘致を促進する。(実施主体：福島県)

⑦. ふくしまDMO推進プロジェクト事業

地域主体で観光振興の取組を地域に定着させるため、地域内で専門性の高いマーケティング及び総合的なマネジメントを担うことのできる組織「日本版DMO」の形成・確立を推進する。また、浜通りの復興に資することを目的に、人材育成等、観光強におけるマネジメント等の体制支援を行う。(実施主体：福島県)

⑧. 観光施設管理事業

県管理施設である天鏡閣、迎賓館、くろがね小屋の管理運営を(公財)福島県観光物産交流協会に業務委託し、県民に健全な保養の場を提供することで県民生活の福祉の向上を図る。(実施主体：福島県)

⑨. 観光誘客宣伝事業

本県の観光に関する各種問い合わせにきめ細やかな対応を行うとともに、県外在住の福島県ゆかりの方々を「あったかふくしま観光交流大使」に委嘱し草の根の観光PRを実施する。また、空港ビル観光PRコーナーを設置する。(実施主体：福島県)

⑩. 福島インバウンド復興対策事業

現地窓口と連携したウェブセミナーの実施などこれまで充実させてきたコンテンツの商品力強化を行い、アフターコロナで本県への訪日外国人旅行者を獲得することで、本県の観光を加速化させる。(実施主体：福島県)

⑪. ふくしまグリーン・ツーリズム推進事業

本県のグリーン・ツーリズムを復活させるため、受入団体や関係機関等との推進会議を開催し、地域の取り組みや課題など情報の共有を図るほか、地域自らが課題を解決できるよう支援を行う。(実施主体：福島県)

⑫. (公財)福島県観光物産交流協会事業

本県の観光・物産振興の実施機関である福島県観光物産交流協会に支援することにより、本県観光及び物産の振興に一体的に取り組む。(実施主体：福島県)

⑬. 広域観光推進事業

東北6県や隣接県と連携し、民間と一体となって戦略的に国内外に「観光東北」ブランドを発信し、新たな広域観光ルートの開発や広域における認知度向上を図り、本県への観光の誘客拡大を図る。(実施主体：福島県)

⑭. 産業交流館運営事業

産業交流館（ビッグパレットふくしま）の管理運営に当たり、指定管理者に必要な経費を支払い、適切な管理運営を図る。(事業主体：福島県)

⑮. 福島空港復興加速化推進事業

福島空港の国際線再開に向けた働きかけや国際チャーター便への支援を行うとともに、国内路線拡充のための観光・ビジネス利用向上施策や、空港のイメージアップ事業を展開し、福島空港を本県の空の玄関口として再生させ復興の加速化を図る。(事業主体：福島県)

⑯. 福島空港路線維持拡充事業

航空会社に対し路線維持拡充のための働きかけを行うとともに、定期便運航航空会社に対する運航経費への支援を行うことで、福島空港の路線網の維持・拡充と利便性の維持・拡大を図る。(事業主体：福島県)

⑰. 福島空港機能維持強化支援事業

福島空港の給油施設や小型機用搭乗橋の維持管理を行うとともに、福島空港アクセス対策として乗合タクシー等に対する運行支援を行うことで、福島空港の機能維持と強化を図る。(事業主体：福島県)

⑱. 福島空港利活用促進対策事業

県内や隣接県を対象とした広報活動、旅行会社に対する旅行商品造成・PR促進支援や団体旅行へのインセンティブ付与、修学旅行利用の支援などを「福島空港利用促進協議会」と連携して実施することにより、県民の空港としての意識向上を図る。(事業主体：福島県)

⑲. 福島空港国際線利用促進事業

国際定期路線の再開を働きかけるための航空会社本社等への訪問活動等を実施し、福島空港国際定期路線の早期再開を目指す。(事業主体：福島県)

⑳. 福島空港うつくしま・ちゅらしま総合交流事業

福島と沖縄の相互交流を活性化し、空路再開の機運を高めることを目的として、福島空港を利用する団体の交流活動経費の一部を支援する。(事業主体：福島県)

㉑. 県産品振興戦略実践プロジェクト

県産品振興戦略に基づき、風評払拭のための情報発信、海外への販路開拓・拡大等の事業を総合的に実施し、県産品のイメージ回復を図る。(事業主体：福島県)

②②. チャレンジふくしま首都圏情報発信拠点事業

風評払拭と本県のイメージ回復、さらには震災の風化防止を図るため、首都圏情報発信拠点「日本橋ふくしま館」の円滑な管理運営を行うとともに、効果的な情報発信や催事等を実施する。(事業主体：福島県)

②③. 「ふくしまプライド。」発信事業

風評払拭と本県のイメージ回復を図るため、日本一となった「ふくしまの酒」や味噌、醤油など、本県が全国・世界に誇る県産品の魅力を「ふくしまプライド。」というメッセージを通じて力強く発信し、販路の開拓・拡大、本県のブランド力の向上を図る。(実施主体：福島県)

②④. 進化する伝統産業創生事業

後継者確保、人材育成を目的としたアカデミー等の取組、幅広い情報発信、販路拡大に向けた専門家派遣を通じて、伝統工芸・地場産業の振興を図る。(実施主体：福島県)

②⑤. 「売れるデザイン」イノベーション事業

県産品の風評払拭に向けた商品力強化のため、商品のパッケージ等へのデザイン活用を支援し、ブランド力強化と販路拡大を図る。(実施主体：福島県)

②⑥. 県産品販路開拓事業

県産品の風評払拭と販路開拓を図るため、県内事業者の海外展開をサポートするとともに、「福島県観光物産館」により観光・物産情報の一体的なPRを行う。(実施主体：福島県)

②⑦. ふくしま県産品再生支援事業

県産品の風評払拭、販路の回復・開拓を図るため、展示会への出展や商品開発・販路拡大等支援を一体的に実施する。(実施主体：福島県)

6 復興産業集積区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特別の措置の内容

4に記載する復興産業集積区域

5 (1) ①に記載する観光関連産業（「歴史・文化・体験」、「ふくしまの花に代表される自然」、「温泉」、「娯楽業（アクティビティ）」）

※内容は、5 (3) の内容に同じ。

7 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

本計画に定められた復興推進事業を実施することにより、観光関連産業の集積を通じた地域活性化及び雇用の確保につながることから、本計画は本県における復興の円滑かつ迅速な推進と活力の再生に十分寄与するものである。

8 その他

- ①法第4条第3項に基づく意見聴取は、本計画が、県と県内市町村の共同作成のため不要。
- ②本計画は、復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第46号）の施行の日（令和3年4月1日）から適用する。